

吸収合併に係る事前開示書面

(会社法第 794 条第 1 項および会社法施行規則第 191 条に定める書面)

2020 年 2 月 14 日

戸田建設株式会社

2020年 2月 14日

吸収合併に係る事前開示事項

戸田建設株式会社
代表取締役社長 今井 雅則

当社は、2020年 1月 31日開催の取締役会において、2020年 4月 1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社とし、株式会社日新ライフ及び株式会社櫻橋商会を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます）を行うことを決議し、2020年 1月 31日に本合併に係る合併契約を締結しましたので、会社法第 794条第 1項および会社法施行規則第 191条の規定に基づき、下記のとおり開示いたします。

記

1. 合併契約書（会社法第 794条第 1項）
2020年 1月 31日付で、当社と、株式会社日新ライフ及び株式会社櫻橋商会との間で締結した合併契約書は添付のとおりです。
2. 合併対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第 191条第 1号）
株式会社日新ライフは当社の完全子会社であり、株式会社櫻橋商会は株式会社日新ライフの完全子会社であるため、本合併による株式その他の対価の交付はありません。
3. 吸収合併消滅会社の新株予約権の定めに関する事項（会社法施行規則第 191条第 2号）
該当する事項はありません。
4. 吸収合併消滅会社に関する事項（会社法施行規則第 191条第 3号）
 - (1) 最終事業年度に係る計算書類等
株式会社日新ライフ及び株式会社櫻橋商会の最終事業年度（2019年 4月 1日～2020年 3月 31日）に係る計算書類等は添付のとおりです。

(2) 最終事業年度の末日後に生じた重要な後発事象

該当する事項はありません。

5. 吸収合併存続会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な後発事象（会社法施行規則第 191 条第 5 号）

該当する事項はありません。

6. 吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 191 条第 6 号）

本合併後の当社の資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本合併後の当社の収益の状況およびキャッシュ・フローの状況について、当社の債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておりません。従いまして、本合併後における当社の債務について履行の見込みがあると判断いたします。

7. 事前開示開始後の上記各事項の変更（会社法施行規則第 191 条第 7 号）

本事前開示開始日以降、上記各事項に変更がありましたら、ただちに開示いたします。

以 上



合併契約書

戸田建設株式会社（以下「甲」という。）及び株式会社日新ライフ（以下「乙」という。）は、甲が存続し、乙が解散する吸収合併（以下「本合併」という）に関し、次のとおり契約する（以下この合併契約書を「本契約」という。）。

（合併の方法）

第1条 甲及び乙は、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として、合併する。

（当事者の商号及び住所）

第2条 本合併を行う甲、乙の商号及び住所は、以下のとおりである。

甲（存続会社）：戸田建設株式会社
東京都中央区京橋1丁目7番1号

乙（消滅会社）：株式会社日新ライフ
東京都中央区京橋1丁目7番1号

（株式の割当て及び交付）

第3条 甲は、本合併に際して、乙の株主に対し、株式の割当て及び交付はしないものとする。

（効力発生日）

第4条 本合併の効力発生日は、令和2年4月1日とする。ただし、同日までに本合併手続が完了しないときは、令和2年7月1日に変更する。

（株主総会の承認省略）

第5条 甲は会社法第796条第2項の規定により、本契約につき株主総会の承認を得ないで合併する。乙は会社法第784条第1項の規定により、本契約につき株主総会の承認を得ないで合併する。

（権利義務の承継）

第6条 乙は、効力発生日において、資産、負債及び権利義務の一切を甲に引き継ぎ、甲はこれを承継する。

（会社財産の管理等）

第7条 甲及び乙は、本契約締結後、効力発生日の前日までの間、それぞれ善良なる管理者の注意をもって、その業務執行及び財産の管理運営を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼすような行為をなす場合には、あらかじめ甲及び乙が協議して合意の上、これを実行する。

（解散費用）

第8条 効力発生日以降において、乙の解散手続のために要する費用は、全て甲の負担とする。

（合併条件の変更、合併契約の解除）

第9条 甲及び乙は、本契約締結の日から効力発生日前日までの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の資産状態若しくは経営状態に重大な変動が生じたときは、協議の上、本契約に定める条件を変更し、又は互いに損害賠償等を請求することなく本契約を解除することができる。

（合併契約の効力）

第10条 本契約は、法令に定める関係官庁等の認可等を得られないときは、その効力を失う。

（本契約に定めのない事項）

第11条 本契約に定める事項のほか、本合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙が協議の上、これを決定する。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名捺印の上、各1通を保有する。

以上

令和 2年 1月31日

甲
住 所 東京都中央区京橋1丁目7番1号
戸 田 建 設 株 式 会 社
代表取締役社長 今 井 雅 則

乙
住 所 東京都中央区京橋1丁目7番1号
株 式 会 社 日 新 ラ イ フ
代表取締役社長 三 宅 良 治

決算報告書

(第 28 期)

自 平成 31 年 4 月 1 日
至 令和 2 年 3 月 31 日

株式会社 日新ライフ

東京都中央区京橋 1 丁目 7 番 1 号

貸借対照表

株式会社 日新ライフ

令和 2年 3月31日 現在

単位：円

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流 動 資 産】	【 3,580,605,673】	【流 動 負 債】	【 183,234,455】
預 金	3,292,374,475	未 払 法 人 税 等	165,962,300
販 売 用 建 物	25,067,507	未 払 消 費 税 等	17,216,000
販 売 用 土 地	262,533,081	預 り 金	56,155
前 払 費 用	630,610	【固 定 負 債】	【 200,136,398】
【固 定 資 産】	【 1,551,607,326】	預 り 保 証 金	42,355,830
(有 形 固 定 資 産)	(1,134,790,982)	繰 延 税 金 負 債	157,780,568
建 物	2,259,074,537	負 債 合 計	383,370,853
構 築 物	14,981,600		
減 価 償 却 累 計 額	▲1,507,255,176		
土 地	367,990,021		
(投 資 そ の 他 の 資 産)	(416,816,344)		
子 会 社 株 式	407,000,000		
長 期 前 払 費 用	9,816,344		
		純 資 産 の 部	
		【株 主 資 本】	【 4,748,842,146】
		資 本 金	10,100,000
		(利 益 剰 余 金)	(4,738,742,146)
		利 益 準 備 金	1,125,000
		そ の 他 利 益 剰 余 金	4,737,617,146
		買 換 資 産 圧 縮 積 立 金	326,863,970
		繰 越 利 益 剰 余 金	4,410,753,176
		純 資 産 合 計	4,748,842,146
資 産 合 計	5,132,212,999	負 債 ・ 純 資 産 合 計	5,132,212,999

損益計算書

株式会社 日新ライフ

自 平成31年 4月 1日

至 令和 2年 3月31日

単位：円

科 目	金	額
【売 上 高】		
不動産販売収入	725,546,278	
不動産賃貸収入	102,343,678	827,889,956
【売 上 原 価】		
不動産販売原価	594,605,543	
不動産賃貸原価	71,514,609	666,120,152
売 上 総 利 益		161,769,804
【販売費及び一般管理費】		10,325,839
営 業 利 益		151,443,965
【営 業 外 収 益】		
受 取 利 息		13,055,395
経 常 利 益		164,499,360
税 引 前 当 期 純 利 益		164,499,360
法人税、住民税及び事業税	226,920,691	
法 人 税 等 調 整 額	▲170,021,087	56,899,604
当 期 純 利 益		107,599,756

販売費及び一般管理費

株式会社 日新ライフ

自 平成31年 4月 1日

至 令和 2年 3月31日

単位：円

科 目	金 額	
委 託 費	3,185,272	
通 信 費	32,175	
交 際 費	249,286	
消 耗 品 費	1,032	
租 税 公 課	4,028,898	
広 告 宣 伝 費	67,573	
支 払 手 数 料	2,664,824	
会 議 費	65,675	
雑 費	31,104	
合 計		10,325,839

原価報告書

株式会社 日新ライフ

自 平成31年 4月 1日

至 令和 2年 3月31日

単位：円

科 目	金 額	金 額
【不動産販売原価】		
販 売 原 価		594,605,543
【不動産賃貸原価】		
通 信 費	277,200	
減 価 償 却 費	28,941,683	
地 代 家 賃	996,478	
保 險 料	88,223	
修 繕 費	7,879,905	
水 道 光 熱 費	▲300,094	
租 税 公 課	17,610,281	
業 務 委 託 費	359,892	
物 件 管 理 費	15,635,041	
支 払 手 数 料	26,000	71,514,609
当期不動産原価		666,120,152

株主資本等変動計算書

株式会社 日新ライフ

自 平成31年 4月 1日

至 令和 2年 3月31日

単位：円

	株主資本				
	資本金	利益準備金	利益剰余金		利益剰余金合計
			その他利益剰余金		
			買換え資産圧縮積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	10,100,000	1,125,000	640,524,741	3,989,492,649	4,631,142,390
当期変動額					
買換え資産圧縮積立取崩			▲313,660,771	313,660,771	0
当期純利益				107,599,756	107,599,756
当期変動額合計			▲313,660,771	421,260,527	107,599,756
当期末残高	10,100,000	1,125,000	326,863,970	4,410,753,176	4,738,742,146

	株主資本	純資産合計
	株主資本合計	
当期首残高	4,641,242,390	4,641,242,390
当期変動額		
買換え資産圧縮積立金取崩	0	0
当期純利益	107,599,756	107,599,756
当期変動額合計	107,599,756	107,599,756
当期末残高	4,748,842,146	4,748,842,146

個別注記表

株式会社 日新ライフ

自 平成31年 4月 1日

至 令和 2年 3月31日

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法を採用しています。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しています。

計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっています。

2. 貸借対照表等に関する注記

減価償却累計額の金額

有形固定資産の減価償却累計額	1,591,850,482円
----------------	----------------

3. 株主資本等変動計算書に関する注記

発行済株式の数

普通株式	2,020株
当期首株式数	2,020株
当期末株式数	2,020株

4. 一株当たり情報に関する注記

一株当たりの情報

一株当たりの純資産額	2,350,911.95円
一株当たりの当期純利益	53,267.20円



合併契約書

戸田建設株式会社（以下「甲」という。）及び株式会社櫻橋商会（以下「乙」という。）は、甲が存続し、乙が解散する吸収合併（以下「本合併」という）に関し、次のとおり契約する（以下この合併契約書を「本契約」という。）。

（合併の方法）

第1条 甲及び乙は、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として、合併する。

（当事者の商号及び住所）

第2条 本合併を行う甲、乙の商号及び住所は、以下のとおりである。

甲（存続会社）：戸田建設株式会社

東京都中央区京橋1丁目7番1号

乙（消滅会社）：株式会社櫻橋商会

東京都中央区京橋1丁目7番1号

（株式の割当て及び交付）

第3条 甲は、本合併に際して、乙の株主に対し、株式の割当て及び交付はしないものとする。

（効力発生日）

第4条 本合併の効力発生日は、令和2年4月1日とする。ただし、同日までに本合併手続が完了しないときは、令和2年7月1日に変更する。

（株主総会の承認省略）

第5条 甲は会社法第796条第2項の規定により、本契約につき株主総会の承認を得ないで合併する。乙は会社法第784条第1項の規定により、本契約につき株主総会の承認を得ないで合併する。

（権利義務の承継）

第6条 乙は、効力発生日において、資産、負債及び権利義務の一切を甲に引き継ぎ、甲はこれを承継する。

（会社財産の管理等）

第7条 甲及び乙は、本契約締結後、効力発生日の前日までの間、それぞれ善良なる管理者の注意をもって、その業務執行及び財産の管理運営を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼすような行為をなす場合には、あらかじめ甲及び乙が協議して合意の上、これを実行する。

（解散費用）

第8条 効力発生日以降において、乙の解散手続のために要する費用は、全て甲の負担とする。

（合併条件の変更、合併契約の解除）

第9条 甲及び乙は、本契約締結の日から効力発生日前日までの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の資産状態若しくは経営状態に重大な変動が生じたときは、協議の上、本契約に定める条件を変更し、又は互いに損害賠償等を請求することなく本契約を解除することができる。

（合併契約の効力）

第10条 本契約は、法令に定める関係官庁等の認可等を得られないときは、その効力を失う。

（本契約に定めのない事項）

第11条 本契約に定める事項のほか、本合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙が協議の上、これを決定する。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名捺印の上、各1通を保有する。

以上

令和2年1月31日

甲

住所 東京都中央区京橋1丁目7番1号

戸田建設株式会社

代表取締役社長 今井雅則

乙

住所 東京都中央区京橋1丁目7番1号

株式会社櫻橋商会

代表取締役社長 三宅良治

決算報告書

(第 34 期)

自 平成 31 年 4 月 1 日
至 令和 2 年 3 月 31 日

株式会社 櫻橋商会

東京都中央区京橋一丁目7番1号

貸借対照表

株式会社 櫻橋商会

令和 2年 3月31日 現在

単位：円

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流 動 資 産】	【 421,983,167】	【流 動 負 債】	【 348,100】
預 金	421,983,167	未 払 法 人 税 等	348,100
		負 債 合 計	348,100
		純 資 産 の 部	
		【株 主 資 本】	【 421,635,067】
		資 本 金	10,000,000
		(利 益 剰 余 金)	(411,635,067)
		そ の 他 利 益 剰 余 金	411,635,067
		繰 越 利 益 剰 余 金	411,635,067
		純 資 産 合 計	421,635,067
資 産 合 計	421,983,167	負 債 ・ 純 資 産 合 計	421,983,167

損益計算書

株式会社 櫻橋商会

自 平成31年 4月 1日

至 令和 2年 3月31日

単位：円

科 目	金	額
【販売費及び一般管理費】		108,458
营 業 損 失		▲108,458
【営業外収益】		
受 取 利 息		2,523,744
経 常 利 益		2,415,286
税引前当期純利益		2,415,286
法人税、住民税及事業税		696,101
当 期 純 利 益		1,719,185

販売費及び一般管理費

株式会社 櫻橋商会

自 平成31年 4月 1日

至 令和 2年 3月31日

単位：円

科 目	金 額	
租 税 公 課	18,491	
広 告 宣 伝 費	67,573	
支 払 手 数 料	22,394	
合 計		108,458

株主資本等変動計算書

株式会社 櫻橋商会

自 平成31年 4月 1日

至 令和 2年 3月31日

単位：円

	株主資本				純資産合計
	資本金	利益剰余金		株主資本合計	
		その他利益剰余金	利益剰余金合計		
		繰越利益剰余金			
当期首残高	10,000,000	409,915,882	409,915,882	419,915,882	419,915,882
当期変動額					
当期純利益		1,719,185	1,719,185	1,719,185	1,719,185
当期変動額合計	-	1,719,185	1,719,185	1,719,185	1,719,185
当期末残高	10,000,000	411,635,067	411,635,067	421,635,067	421,635,067

個別注記表

株式会社 櫻橋商会

自 平成31年 4月 1日

至 令和 2年 3月31日

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっています。

2. 株主資本等変動計算書に関する注記

発行済株式の数

普通株式

当期首株式数	100株
--------	------

当期末株式数	100株
--------	------

3. 一株当たり情報に関する注記

一株当たりの情報

一株当たりの純資産額	4,216,350.67円
------------	---------------

一株当たりの当期純利益	17,191.85円
-------------	------------